

## 騒音規制法・振動規制法で規定する特定建設作業の種類

|    | 建設作業の分類                              | 騒音の規制が適用される作業   | 振動の規制が適用される作業   |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 1  | くい打機、くい抜機 または<br>くい打くい抜機を使用する作業      | 1. くい打機を使用する作業<br>・もんけんを除く<br>2. くい抜機を使用する作業<br>3. くい打くい抜機を使用する作業<br>・圧入式のものを除く<br>※ くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く   | 1. くい打機を使用する作業<br>・もんけん及び圧入式くい打機を除く<br>2. くい抜機を使用する作業<br>・油圧式くい抜機を除く<br>3. くい打くい抜機を使用する作業<br>・圧入式のものを除く |
| 2  | びょう打機を使用する作業                         | びょう打機を使用する作業  | /   |
| 3  | さく岩機、ブレーカーを使用する作業                    | さく岩機を使用する作業（注1）   | ブレーカーを使用する作業（注1）<br>・手持式のものを除く  |
| 4  | バックホウを使用する作業                         | バックホウを使用する作業（注2）<br>・原動機の定格出力が80 キロワット以上のものに限る  | /   |
| 5  | トラクターショベルを使用する作業                     | トラクターショベルを使用する作業（注2）<br>・原動機の定格出力が70 キロワット以上のものに限る  | /   |
| 6  | ブルドーザーを使用する作業                        | ブルドーザーを使用する作業（注2）<br>・原動機の定格出力が40 キロワット以上のものに限る   | /   |
| 7  | 空気圧縮機を使用する作業                         | 空気圧縮機を使用する作業<br>・電動機以外の原動機を用いるもので、原動機の<br>定格出力が15 キロワット以上のものに限る<br>・さく岩機の動力として使用する作業を除く   | /   |
| 8  | コンクリートプラント または<br>アスファルトプラントを設けて行う作業 | 1. コンクリートプラントを設けて行う作業<br>・混練機の混練容量が0.45 立方メートル以上のものに限る<br>2. アスファルトプラントを設けて行う作業<br>・混練機の混練重量が200 キログラム以上のものに限る<br>※ モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて<br>行う作業を除く | /   |
| 9  | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業             |   | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業  |
| 10 | 舗装版破碎機を使用する作業                        |   | 舗装版破碎機を使用する作業（注1）   |

（注1）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日の当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

（注2）一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。